

相模原市監査委員公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和7年3月11日に実施した市民局の行政監査の結果に基づき講じた措置の内容について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年7月4日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 寺 田 弘 子

同 鈴 木 秀 成

1 監査対象事務

委託料(施設等管理運営委託料)の支出に関する事務

2 監査の実施日程

令和6年10月7日から令和7年3月11日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年6月20日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p data-bbox="199 898 782 1335">イ スポーツ施設課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、昭和橋スポーツ広場等清掃業務委託において、当該施設の清掃業務とそれによって生じる廃棄物の処理について、一般廃棄物の収集運搬に係る許可を受けていない清掃事業者へ委託していた。</p> <p data-bbox="199 1357 782 1906">廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条は、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とし、その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、同法第6条の2第6項において、同法に規定する一般廃棄物収集運搬業者等に委託しなければならない旨を規定している。</p> <p data-bbox="199 1928 782 1962">これを本件についてみると、委託</p>	<p data-bbox="810 898 1385 1111">令和6年10月7日から令和7年3月11日にかけて実施された行政監査における指摘事項については、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p data-bbox="810 1178 1385 1615">本事案は、委託した市施設の清掃業務で生じる一般廃棄物について、市が事業者として自らの責任において適正に処理すべきところ、廃棄物の処理に係る関係法令等の十分な認識が不足していたことから、一般廃棄物の収集運搬に係る許可を受けていない清掃事業者へ委託していたものです。</p> <p data-bbox="810 1637 1385 1794">今回の指摘を受け、当該業務は清掃に限定し、一般廃棄物の収集運搬を市自ら実施することとしました。</p> <p data-bbox="810 1816 1385 1962">今後についても、関係法令等に基づく適正な事務の執行に取り組んでまいります。</p>

した清掃業務に伴って生じた廃棄物は市が事業者として自らの責任において適正に処理しなければならず、当該廃棄物の処理を許可を受けていない清掃事業者に委託することは不適正な事務処理である。なお、調査の過程において、当該廃棄物は、清掃事業者から再委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集・運搬し、市の清掃工場において処分されていることを確認した。

今後は、本委託契約において実施する業務内容を見直し、廃棄物の処理については一般廃棄物収集運搬業者に委託するなど、適正に事務を執行されたい。

【スポーツ施設課】

【スポーツ施設課】